

有限会社あぐり  
訪問介護事業所 『訪問介護 みつわ』  
運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社あぐりが開設する訪問介護みつわ（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または、初任者研修修了者等（以下「訪問介護員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称・所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 訪問介護 みつわ
- 2 所在地 長野県中野市中央1-11-3

(従業者の職種・員数・職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名  
事業所の管理全般及び従業者に運営基準を遵守させ、業務に対する適切な助言及び指導を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上  
訪問介護の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 3名以上  
訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 通年 但し8月14日～8月16日及び12月31日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時～午後6時 (時間外の対応も相談の上可能)

(訪問介護の事業内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次の通りとし、指定居宅サービス事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護 (清潔援助、排泄援助、食事介助、移動援助、その他)
  - (2) 生活援助 (環境整備、料理、洗濯、掃除、その他)
  - (3) 通院等乗降介助
- 2 通常事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、片道1kmあたり100円とし、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を

した上で了承を得る。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。  
中野市、小布施町、山ノ内町、飯山市

(緊急時等の対応方法)

第8条 訪問介護員等は訪問介護実施中に利用者の状態に急変など緊急事態が生じた場合は、事前に打ち合わせした緊急時対応に沿って、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに、管理者に報告しなければならない。管理者が不在の場合にはサービス提供責任者等に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者やその家族の情報は外部に漏らしてはならない。  
2 退職後であっても守秘の義務を負うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。  
(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施  
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。  
(4) その他虐待防止のために必要な措置  
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第11条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。  
2 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。  
3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社めぐりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2011年2月1日より施行する。  
この規約の一部改正条項を、2011年12月1日より適用する。  
この規約の一部改正条項を、2014年4月1日より適用する。  
この規約の一部改正条項を、2016年4月1日より適用する。  
この規約の一部改正条項を、2018年4月1日より適用する。  
この規約の一部改正条項を、2022年12月1日より適用する。  
この規約の一部改正条項を、2024年4月1日より適用する。

Var. 202404